税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

FD3572

第８の８表（令和５年１月分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

被相続人	

（単位は円）

1 税額控除額

この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第１表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。

		（氏　名）	（氏　名）
※ 整 理 番 号			
未成年者控除額（第６表１②、③又は⑥）	①		
障害者控除額（第６表２②、③又は⑥）	②		
相次相続控除額（第７表⑬又は⑱）	③		
外国税額控除額（第８表１⑧）	④		
合計（①+②+③+④）	⑤		

（注）　各人の⑤欄の金額を第１表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。

（単位は円）

2 納税猶予税額

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第１表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。

⑴　農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の６第１項）
⑵　非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７の２第１項又は第70条の７の４第１項）
⑶　非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の７の６第１項又は第70条の７の８第１項）
⑷　山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の６の６第１項）
⑸　医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７の12第１項）
⑹　特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の６の７第１項）
⑺　個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の６の10第１項）

		（氏　名）	（氏　名）
※ 整 理 番 号			
農地等納税猶予税額（第８表２⑦）	①	00	00
株式等納税猶予税額（第８の２表２Ａ）	②	00	00
特例株式等納税猶予税額（第８の２の２表２Ａ）	③	00	00
山林納税猶予税額（第８の３表２⑧）	④	00	00
医療法人持分納税猶予税額（第８の４表２Ａ）	⑤	00	00
美術品納税猶予税額（第８の５表２Ａ）	⑥	00	00
事業用資産納税猶予税額（第８の６表２Ａ）	⑦	00	00
合計（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	⑧	00	00

※の項目は記入する必要がありません。

（注）１　上記⑴～⑺の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除（租税特別措置法第70条の７の13第１項）のうち２以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第８の７表の「３　納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。
２　各人の⑧欄の金額を第１表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

※税務署整理欄	申告区分		年分		名簿番号		申告年月日		グループ番号	